

**さいたま市桜区選挙管理委員会告示第20号**

令和7年5月25日執行のさいたま市長選挙における開票立会人となるべき者について、公職選挙法第62条第2項の規定により行うべきくじの日時及び場所は次のとおりである。

令和7年5月11日

さいたま桜区選挙管理委員会委員長 島崎 豊

- 1 日時 令和7年5月22日 午後6時
- 2 場所 さいたま市桜区役所